

間文化主義と多文化主義 —ケベック州、連邦及びその他の州の政策比較研究—

仲 村 愛

1. はじめに

カナダは多文化主義 (multiculturalism)^{マルチカルチュラリズム} の国として知られるが、その中でケベック州は多文化主義に対して、否定的な立場を取っている。フランス語圏であるケベック州は、寛容・人種差別との戦い、平等・正義といった多文化主義に包含されている基本的価値を共有し、文化的多様性の尊重を価値として受け入れている一方で、連邦政府による多文化主義については、その導入以来、一貫して反対し続けている。その主たる理由は、多文化主義は、フランス系カナダの文化が「建国民族」の文化であるという特別な地位を認めず、連邦結成後の移民に由来する他のエスニック・マイノリティと並置するものだからである。また、フランス語話者はカナダではマイノリティだが、ケベック州ではマジョリティという二重構造の中に置かれているために、フランス語文化を保持する観点からケベック社会は「マジョリティ文化」という考え方を必要とする。ケベック州は、^{インターナショナルカルチャーリズム} このような言説と共に 1980 年代半ば以降、多文化主義との対比から後に間文化主義 (interculturalism)⁽¹⁾ と呼ばれる独自の理念を発展させてきた。

ところで、カナダは連邦制の国であり、連邦と州の所掌は厳格に定められており、連邦・州は、互いの所掌に属する事柄について干渉することはできない。しかし、これまでの多文化主義と間文化主義を巡る議論の中では、連邦政府の多文化主義とケベック州の間文化主義が比較対象な等位のものであるかのように扱われ、ケベック州にとつていかに連邦政府の多文化主義が不適切であるかが強調されてきた。これらの議論は、ケベック州に固有の事情を考慮して多文化主義の批判を超える間文化主義論の地平を切り開いてきた一方で、疑問点も残されている。

連邦の多文化主義は政策として公式に導入されているが、ケベック州の間文化主義は同州の政策としては公式に導入されているわけではなく、文化的多元社会を「管理」(manage/gérer) するモデルとして論じられている。ここでは、本来比較できないはずの政策とモデルが同じ土俵の上で扱われているように見受けられる。確かに、ジェラール・

ブシャール (Gérard Bouchard) の間文化主義論で論じられているように、文化的多元社会の管理モデルという観点からは、連邦制という政治形態と無関係に、多文化主義モデルと間文化主義モデルを比較することは可能であろう⁽²⁾。

しかしここで、もう一步踏み込んだところから問題提起をしてみたい。上に言及したように、ケベック州政府や間文化主義を支持するケベックの有識者は、連邦の多文化主義は連邦レベルや英語圏カナダには適しているかもしれないが、ケベック社会に適していないため、ケベックには別の文化的多元主義のモデルが必要であると主張する⁽³⁾。だが前提として、多文化主義政策に関する連邦と州の所掌は、そもそもどのようになっているのだろうか。文化的多元社会を管理するための政策は移民統合の分野や文化の分野に属すると思われるが、本文で論じるように、その連邦・州の権限については、憲法上必ずしも自明ではない議論の必要な分野である。連邦政府の多文化主義政策は、カナダ全州を傘のように覆う性質のものではなく、あくまでも憲法上、連邦政府に配分された権限内の効力しか持ち得ない。であるとすれば、各州政府は、連邦の多文化主義政策がどのような政策モデルのものであれ、連邦の政策とは独立して、自州に適した文化的多元主義のモデルを考案し採用する、或いは採用しないという権限を有しているのではないだろうか。

これまでの多文化主義と間文化主義を巡る議論は、このような連邦・州の所掌という憲法上の権限分担に関する考察がなされることなく展開されていたように思われる。もし州政府が連邦の多文化主義とは独立した各州独自のモデルを追求し、また独自の政策を採用する権限を有しているとすれば、ケベック間文化主義の特有性を理解するためには、連邦の多文化主義との対比だけでは不十分であり、他州における多文化主義の展開との比較分析が必要であることは明らかであろう。

本稿の目的は、ケベック州の間文化主義を、連邦政府の多文化主義政策に加え、各州の多文化主義関連の政策の実施状況との比較を通じて、改めてその特色を描き出すことにある。本稿では、モデルというよりは政策としての多文化主義／間文化主義に焦点を置き、政府による公式な政策としての位置づけの有無、関連個別法の有無、政策に係る行政機関といった側面に光をあてることで、各州の多文化主義の実施状況がいかに多様であるかを明らかにしたい。

本稿の構成は以下のとおりである。第2章では、先行研究として、間文化主義と多文化主義を巡る議論を概観する。第3章及び第4章では、連邦政府の多文化主義とケベック州の間文化主義政策のそれぞれについて、時系列的な事実関係に着目しつつ、どのような政策であるか、その特徴を描き出す。第5章では、ケベック州を除く9州における多文化主義関連施策を検証する。

2. 先行研究：多文化主義と間文化主義

カナダの連邦政府は多文化主義政策を採用している一方で、ケベック州は連邦政府の多文化主義に反対し、それと類似しつつも明確に異なる政策を採用している⁽⁴⁾。それは、ケベック州政府やカナダのフランス語圏の論者を中心に、連邦の多文化主義と区別するために「間文化主義」と呼ばれている。多文化主義と間文化主義がそれぞれどのようなものであるかについての説明は次章以降に譲るとして、本章ではまず、両者の差異を巡る議論を概観する。

多文化主義と間文化主義の関係について、間文化主義を多文化主義の代替モデルとみなすか否かを巡り、論者の中でも議論が割れている。ナザール・ミー（Nazar Meer）、タリック・ムドゥード（Tariq Modood）、ジェフリー＝B・レヴィ（Geoffrey-B. Levey）及びウィル・キムリッカ（Will Kymlicka）は、両議論の間に本質的な理論上の差異はないという。これらの論者は、両議論の間に横たわる差異は分析的であるよりむしろ政治レトリックであると主張し、間文化主義とは多文化主義の「失敗」を補うための「新しいナラティブ」の必要性から生じたと主張する⁽⁵⁾。

これに対して、マリー＝ミシェル・ソーヴァジョー（Marie-Michèle Sauvageau）、ディミトリオ・カルミス（Dimitrio Karmis）は、間文化主義は多文化主義の優位に立つ代替モデルであると主張する⁽⁶⁾。また、ジェラール・ブシャール、アラン＝G・ガニヨン（Alain-G. Gagnon）及びラファエル・イアコヴィーノ（Rafael Iacovino）によれば、連邦多文化主義はケベックの独自性に対して無関心であるために、多文化主義ではケベックの「フランス的事実（fait français）」を維持することができない⁽⁷⁾。ブシャールとチャーリーズ・テイラー（Charles Taylor）はまた、両氏が共同委員長を務めたブシャール＝テイラー委員会の報告書⁽⁸⁾において、カナダ多文化主義とケベック間文化主義を対置しつつ、「カナダ版の文化的多元主義の哲学が多文化主義であるのと同様に、間文化主義は…ケベック版のものである」と論じている。また、ソーヴァジョーは連邦多文化主義とケベック間文化主義を「移民と市民の管理政策」と位置づけた上で、両政策の根本的差異は、前者が個人主義的自由主義の観点から個人のアイデンティティを保護しようとするのに留まっているのに対し、後者は市民参加を通じて市民のアイデンティティを構築しようとする点に求められると論じている⁽⁹⁾。間文化主義論を最も精力的に議論している論者と言えるブシャールもまた、多文化主義と間文化主義は決定的に異なるモデルであると主張する。同氏によれば、間文化主義はケベック・ネイションを移民の受け入れ社会として捉えているのに対して、多文化主義はカナダを複数のネイションから構成される国とは認めない点で異なっているという。また、間文化主義の場合には、社会の中にマジョリティ文化が存在することを認めつつ、マジョリティとマイノリティの間の相互作用、文化間の歩み寄り、帰属意識の発展及びマイノリティを尊重しながら生まれる共通文化の出現

といったことに重点を置きつつ、統合という側面を特に強調する。これに対して、多文化主義はマジョリティ文化の存在を認めないため、間文化主義が有する問題意識と同じレベルでは共有していないとブシャールは主張する⁽¹⁰⁾。

3. 連邦政府の多文化主義

連邦政府が多文化主義の理念を採用するに至ったのは、よく知られるように 1963 – 69 年に活動した二言語・二文化政府調査委員会 (Royal Commission on Bilingualism and Biculturalism) による。

1960 年代以降、ケベック州の「静かな革命」の流れの中でフランス語圏ケベックのナショナリズムの影響力が増大し、ケベック州政府は連邦政府に対して州の権限増大を要求した。これに対して、連邦政府はケベック州との関係構築を重要課題と認識し、二言語・二文化政府調査委員会を設置し、「二つの建国民族の平等なパートナーシップ」を原則として、英仏両言語の平等な地位の確立を目指すための施策を模索した⁽¹¹⁾。同委員会の調査の結果、フランス語話者の国民は、政治、社会、経済のあらゆる領域で英語話者に比べて不利な状況であることが明らかになった一方で、同委員会の調査過程において、英仏以外の出自のエスニック集団から、自分たちもカナダの国家建設に貢献してきたとの主張がなされた。同委員会は最終報告書 (1969 年) において、エスニック・マイノリティ集団の主張を反映させ、連邦政府に対しては「二言語・二文化主義」ではなく「二言語・多文化主義」を提言した⁽¹²⁾。連邦政府は同委員会の提言等を踏まえ、1969 年に英語とフランス語の二言語を連邦公用語とし、1971 年には連邦下院議会で多文化主義政策の導入を宣言した。連邦政府による当初の多文化主義政策の目的は以下 4 点に集約される。①文化集団のアイデンティティの保持・育成の支援、②文化集団のカナダ社会への完全な参加を阻害する障壁を取り除くための支援、③カナダにおけるすべての文化集団間の交流の促進、④移民に対する、公用語のうち少なくとも一つの言語の習得支援及びカナダ社会への統合支援⁽¹³⁾である。同時に多文化主義政策の実施のために行政機関も整備され、1972 年、多文化主義担当大臣のポストが新設されると共に、国務省 (Department of the Secretary of State) 内に多文化主義局 (Multicultural Directorate) が設置された。

1980 年代に入ると、多文化主義政策に関する法制面の整備が進められた。多文化主義の制度化は、二つの方向性に重点が置かれた。一つ目は、カナダ社会のマジョリティとマイノリティを隔てている社会的、文化的な障壁を取り除くことを通じた反人種主義や反差別のプログラムである⁽¹⁴⁾。二つ目は、連邦の諸機関が新規移民のプレゼンスの増大に適応するよう制度改革を実行することである。その流れの中で最も重要なものの一つが、1982 年の憲法移管に伴い制定された新憲法 (「1982 年憲法」) の第 1 章「権利及び自由に関するカナダ憲章」(Canadian Charter of Rights and Freedoms) である。同憲章

には、「人種、エスニック出自、皮膚の色、宗教の多様性」がカナダの基本的特徴であると明記され、同第27条には、「本憲章は、カナダの多文化的遺産の保護及び強化と一致するように解釈されるものとする」と規定された。また、同第15条には人種、国籍、エスニック出自、肌の色、宗教等に拘らず、すべての国民の法の下の平等が定められた。多文化主義が憲法上明記されたことは、司法面においても多文化主義が重視されるようになったことを意味する。というのも個人の権利と多文化に関わる(集団的)権利が競合するような場合には、この規定が法律の解釈基準の一つとなるからである⁽¹⁵⁾。

1985年に多文化主義下院常任委員会が設置され、同委員会の勧告に基づき1988年に多文化主義法(Canadian Multiculturalism Act)が制定された。これにより、連邦政府による多文化主義政策の推進に法的枠組みが提供されることになった⁽¹⁶⁾。同法は、多文化主義がカナダの文化的遺産及びアイデンティティの基本的特徴をなす(第3条)ことを認めると共に、多文化主義担当大臣が政策実施を担うこと(第4条、第5条)等を定めている。さらに同法は、すべての連邦機関におけるエスニック集団の平等な機会及び参画の推進を定めると共に(第3条)、単に担当大臣以外の閣僚も各々の所掌において多文化主義政策と一致する形で意思決定を行わねばならないことを規定する(第6条)。

多文化主義政策は、当初、文化保護やエスニック集団の新聞発行やイベント実施等を通じた異文化体験の推進に重点が置かれていたが、1990年代以降は特に、制度改革を通じたエスニック・マイノリティの社会的、経済的統合や機会の平等の達成、マイノリティに差別となっている障壁の解消等により重点が置かれ始めた⁽¹⁷⁾。1997年以降になると、①社会正義(公平、公正な社会の構築)、②市民参加(すべての出自のカナダ国民の社会参画の保障)、③アイデンティティ(あらゆるバックグラウンドの国民がカナダへの帰属意識を感じられるよう、文化の多様性を認め、尊重し、反映するような社会の育成)を目標とする内容に刷新された。

その後、現在に至るまでマイノリティのエスニック集団に対する差別撲滅、あるいは政治・社会・経済的な全面参加の推進といった社会正義や人権的な側面に力点を置く多文化主義の傾向は基本的に変わっていない。多文化主義を専属で担当する大臣は、時の政権によって設置されたりされなかつたりと流動的であるものの⁽¹⁸⁾、いずれかの閣僚が多文化主義を担当事項に含む体制自体は定着している。また、下院に連邦政府による多文化主義政策を監視する役割を担う常任委員会が機能している体制も継続されている。

4. ケベック州の間文化主義

(1) ケベック州の独自性

ケベック州は「独自の社会」(société distincte)だと言われる。その独自性は、様々な面から説明が可能であろうが、間文化主義との関連で重要なのは言語面における人口動

態であろう。2016年の国勢調査によれば、フランス語を母語とする人は、カナダ全国では人口の21.4%、ケベック州を除く9州では4%である一方で、ケベック州では人口の79.1%にのぼる⁽¹⁹⁾。

ケベック州がフランス語圏であることは、フランス領植民地ヌーヴェル・フランスに起源を有している。同植民地へのフランス人入植の歴史はカナダで最も古く、特に17世紀に人口増加した。連邦結成によりケベック州が誕生した時点でも、フランスにエスニック出自を有する人は州人口の78%を占めていた⁽²⁰⁾。連邦結成以後、他州(特にオンタリオ州以西)における人口構成は移民の流入と共に変化し続けてきたが、ケベック州は移民の通過地点とされ他州に比べれば移民の流入は相対的に少ない。またフランス系カナダ人は、人口の自然増を維持してきたことから、常に州のマジョリティを構成していた。それらの人々の多くは英語社会に同化・統合されることもなく、宗教的にも言語的にもフランス的慣習を保持し、これが今日でも「フランス的事実」と呼ばれるケベック州特有の社会的特徴となっている。

他方で、ケベック州では、州民の約8割を占めるフランス系あるいはフランス語話者は20世紀半ばまで、英語社会に統合されていた他のエスニック出自のカナダ国民に比べて経済・社会的に劣位に置かれていた。そのため同州では、1960年代以降にそのような状況の打開が目指され、州民のマジョリティが母語とするフランス語を政治、経済、社会のあらゆる側面での主流言語にすること、また、フランス語話者が政治、経済、社会のあらゆる分野を牽引することを目指す社会変革が進められた⁽²¹⁾。そうした中で、言語政策面における最大成果といえるのが1977年のフランス語憲章(*Charte de la langue française*, 通称「101号法」)である。すでに、1974年に州公用語法によりフランス語のみが同州の州公用語であることが定められていたが、フランス語憲章の制定により、ケベック州の州公用語は唯一フランス語であることが改めて確認され、州レベルにおける政治、経済、社会のあらゆる面でのフランス語の使用が強く推進されると共に、他言語の使用場面が限定されることとなった。同憲章は強制力が強く、違憲性が争われたこともあったが⁽²²⁾、結果的にはケベック州におけるフランス語話者の地位は大いに向上した。

(2) ケベック州における移民統合政策：間文化主義

ケベック州は、連邦政府が多文化主義政策を導入した際、即座に同政策に対する反対の意を表明し、以来一貫して反対し続けている。1971年当時のロベール・ブーラサ(Robert Bourassa)州首相は、ピエール・トルドー連邦首相宛てに書簡を送付した。同州政府はケベック州におけるフランス系カナダ人の言語と文化の「生き残り」を保障することに責任を負っており、「ケベック州政府は同州の権限に帰属している領域において多文化主義政策を採用しない」旨を宣言した⁽²³⁾。さらにブーラサ州首相は、同州がすでにエスニック集団の文化保護や少数言語教育にも財政支援を行ってきたことを強調し、多文化主義

政策を採用することは連邦政府のプログラムと州の既存の文化的多元主義プログラムと重複するため不要であると主張した⁽²⁴⁾。

ケベック州が連邦政府の多文化主義政策に反対し、同政策とは異なるアプローチとして間文化主義と呼ばれるモデルを独自に追求した背景を理解するには、前述のケベック州の独自性に留意する必要がある。ケベック州の間文化主義には、前章で確認した連邦レベルの多文化主義と比して、類似点と相違点の両方が散見される。類似点としては、第一に、マイノリティのエスニック集団一同州のターミノロジーでは「文化共同体」(communauté culturelle)と呼ばれる一に属する州民を含むあらゆる出自の州民の社会(ケベック州)への政治的・社会的・経済的な参加と統合が強調される点である。第二に、エスニシティ、人種、宗教等に基づく差別の撲滅が目指されている点である。また、行政面での体制についても連邦の多文化主義と必ずしも同一ではないが、共通点はある。ケベック州では、1984年に市民社会の代表者から構成される文化共同体・移民評議会(Conseil des communautés culturelles et de l'immigration)が設置され、同委員会がマイノリティ集団と移民に関する政府政策の計画・実施を担当する大臣に助言を行うこととされた。その後、同評議会は間文化関係評議会(Conseil des relations interculturelles)に改名され、移民統合や間文化(インターナルチャラル)関係に関する州政策の策定や実施に関して提言することを目的とする旨が改めて確認された⁽²⁵⁾。現在では同評議会は廃止され、その機能は移民・多様性・包摂省(Ministère de l'Immigration, de la Diversité et de l'Inclusion)に統合されている。また、法的な面については、ケベック州議会は1982年憲法よりも早期にケベック州の「人間の権利と自由の憲章」(Charte des droits et des libertés de la personne、以下ケベック憲章、1975年)を制定した。同憲章は、間文化主義における人権的な部分を司法面で機能させる基盤となっている点で、連邦の権利と自由のカナダ憲章(1982年憲法)が多文化主義の基盤となっているとの類似の構造をなしている。他方で、ケベック州には連邦多文化主義法のような間文化主義に関する個別法は存在せず、その点では連邦の多文化主義政策の体制とは異なっている。

間文化主義の理念は、1980年代半ば以降から公文書等で、布石となった幾つかの概念や理念が混交するようにして徐々に形成された⁽²⁶⁾。中でも、間文化主義論を発展させたものとして特に重要なのが、1981年の『ケベコワのさまざまなり方』(Autant de façon d'être québécois)と1990年の『ケベックで共に構築するために』(Au Québec pour bâtir ensemble)である。

『ケベコワのさまざまなり方』は1968年に設立されたケベック州の移民省が文化共同体・移民省(現在の移民・多様性・包摂省)へと改組された直後に発刊された政策綱領である。同書によれば、同省は「ケベック社会のマジョリティと多様な文化共同体間で相互に尊重しあいながら歩み寄ることにより、移民統合の実現を目指すとされる⁽²⁷⁾。同

書は「文化収斂」(convergence culturelle) という表現を用いつつ、フランス語を伝統とするケベック文化は他の文化的伝統が収斂していく核であると論じる⁽²⁸⁾。また、1990年の『ケベックで共に構築するために』は「倫理契約」(contrat moral) という概念により、受入れ社会としてのケベック社会と移民の関係に重点を置き、両者が相互に自らの倫理的義務を果たすことが相互に恩恵となる旨論じている。同書によれば、「ケベック社会での移民の成功と他のケベコワたちとの調和的な関係の維持は、彼らのケベック社会への統合と参加の度合い」によって決まるという⁽²⁹⁾。州政府は「あらゆる出自のケベック州民が共に明日のケベックを構築」するため、①フランス語が公の生活の共通言語である社会、②すべての人の参加と貢献が期待され、奨励される民主的・平等的社会、③根本的な民主的諸価値の尊重及び共同体間の交流の必要性が保証される限りにおいて、様々な恩恵に開かれた多元社会、の3点をケベック社会の原則として掲げている⁽³⁰⁾。これら二つの文書には、いずれも「間文化主義」という言葉は登場しないが、文化間の関係或いはマジョリティとマイノリティの関係という文脈で形容詞《interculturel(le)》が頻繁に使用されている。

これらに加えて、ケベック州の間文化主義を論じる上で欠かせないのが、州政府に対して間文化主義の公式定義及び法制化を求めた前述のブシャール=ティラー委員会である。同委員会は、宗教等のマイノリティ集団との対立を和解に導くための概念「妥当な調整」(accommodelement raisonnable) の実践事例を検証することを目的に、州政府により2007年に設置された委員会である。同委員会は、ケベック州政府に対して、間文化主義に対して公的定義を与えるとともに、間文化主義をケベックにおける「文化的多元主義の哲学」として公式に州の政策として採用することを勧告した⁽³¹⁾。同委員会によれば、間文化主義は、多文化主義の中心理念の一つであるエスニック文化的多様性の尊重に加え、フランス語系マジョリティと移民や英語系住民、先住民などのマイノリティ集団との間の相互作用や交流が社会の一体性を強化するとの考えに基づき、市民間の「相互性」や「相互作用」の重要性が強調される。接触、交流、議論、共同プロジェクト等様々な形態のプラットフォームを通じて行われる共同体間の相互交流が、偏見や差別や排他的精神を減少させるのに寄与するだけでなく、多様性ゆえにケベックを実り豊かな社会に導き、さらには社会の調和を実現し得るとされる⁽³²⁾。

また移民・多様性・包摂省が2015年に発行した『共に、私たちはケベック—移民、参加及び包摂に関する行動戦略 2016–2021年』には、ケベック州の「各人が参加することで恩恵があり、また、ケベックの多様性と独自のアイデンティティの肯定が組み合わさった包摂的なネイションを構築するために』ケベック州政府として間文化主義を表明すると宣言されている⁽³³⁾。そこでは、ケベック社会の共通言語であるフランス語は「統合と社会の一体性の言語」⁽³⁴⁾であると位置付けられ、移民のケベック社会への参加や統合が促進されるようフランス語の習得の推進が目標として掲げられる。同書は、移民のケベック社会への統合のために間文化主義を掲げる旨が明示的に示されており、その責任は移民・多様性・包摂省が担うこととされている⁽³⁵⁾。

5. 連邦制における多文化主義政策：各州の展開

(1) 連邦と州の所掌と多文化主義

これまで、連邦の多文化主義とケベック州の間文化主義の展開について概観してきた。多文化主義と間文化主義の違いを巡る先行研究を含めて、ケベック州の間文化主義の議論においては、専ら連邦の多文化主義が比較の対象とされてきたことにも触れた。しかし、他州の状況はどうだろうか。周知の通りカナダは連邦制の国であり、連邦と州の所掌は厳密に分割されている。そもそも連邦政府の多文化主義政策とは、アーチのように覆う形で他州でも採用されているのだろうか。政府の所掌という観点を考慮に入れれば、ケベック州の間文化主義を考察するにあたり、比較対象とすべきは連邦政府の多文化主義ではなく、むしろ他州の多文化主義の展開ではないだろうか。

なぜケベック州の間文化主義は、連邦の多文化主義とばかり比較され、他州の多文化主義と比較されることはないのか。その第一の理由は、ケベック州政府自身が連邦政府の多文化主義との比較から間文化主義の言説を構築してきたからであろう。だが、おそらくそれは表面的な理由の一つに過ぎない。筆者の見解によれば、論者の側でも多くが暗黙のうちに、連邦政府の多文化主義政策がいわば自動的に各州に指針を与えるような類の政策だと前提していたのではないだろうか。換言すれば、多文化主義政策の在り方を巡って、中央集権的な意思決定の在り方が無意識のうちに想定されていたのではないだろうか。

ここで筆者が何を問題提起したいのかをよりわかりやすくするために、公用語の問題について考えてみたい。というのも、公用語政策は連邦・州両レベルで不均等な形で展開されており、その構造には、多文化主義政策の各州の展開と共通点が見られるからである。

既述の通り、連邦議会は1969年に公用語法を成立させ、今日、カナダは英語とフランス語の二言語が国の公用語であることは一般にも広く知られている。しかし後述するように、言語は文化と同様に、連邦・州の権限配分に関する憲法上の規定に必ずしも明示的に含まれない⁽³⁶⁾。実際、1969年の公用語法の射程はあくまで連邦機関における両言語の平等に留まっており、同法には、教育、医療、道路標識、州の商業活動及び州の公共サービス等、州の所掌に属する分野における言語の使用については一切言及されていない⁽³⁷⁾。また同法は、国民が二つの公用語のうち、自らの希望する方の言語で連邦の公共サービスを享受する権利を保障している一方で、カナダ国民の個人のバイリンガル化を推奨するものでもない。

他方、各州における州レベルでの公用語のあり方についてみると、州ごとにかなりのばらつきがあることがわかる⁽³⁸⁾。英仏両言語が州レベルでも公用語とされているのはニューブランズウィック(NB)州⁽³⁹⁾だけであり、残る9州は全て一言語体制である。一言語のみを公用語とする9州のうち、州法により明示的に州公用語が定められているの

は、ケベック州(仏語)⁽⁴⁰⁾、アルバータ州(英語)⁽⁴¹⁾、サスカチュワン州(英語)⁽⁴²⁾の3州のみで、これらの州では、州の所掌に属する分野での少数派の公用語(ケベック州では英語、アルバータ州、サスカチュワン州では仏語)の使用は限定されている。残る6州(ブリティッシュ・コロンビア(BC)州、マニトバ州、オンタリオ州、ノヴァ・スコシア(NS)州、プリンス・エドワード・アイランド(PEI)州、ニューファンドランド・ラブラドル(NL)州)は、英語が事実上(*de facto*)の州公用語として機能しているが、州公用語に関する明示的な法律や政策は策定されていない。

このように、カナダの公用語は連邦と州で二重の体制となっている。ケベック州はフランス語であるが故にその二重性がより明示的となっているが、実はNB州以外のすべての州においても、連邦政府の二言語主義とは個別に、州独自の言語体制をそれぞれの形で有しているのである。そしてこのような二重体制は、多文化主義政策についても同様に当てはまる。

カナダは10州と3準州から構成される連邦制国家であるが、連邦と州の関係は1867年憲法に明記されている。同憲法によれば、対外的関係に関わる分野(貿易、通商、国防)、海上(海洋、航行等)、移民(市民権と外国人)、全国的に均一の制度が特に望まれる分野(郵便、通貨、刑法等)、州境をまたぐ事業並びに先住民等に関して連邦に権限が配分されている(第91条)。他方、森林、天然資源、医療、民法、地方自治体、教育等に関しては州の専属的権限とされる(第92条及び第93条)。しかし言語及び文化については、憲法上、連邦・州のどちらの権限に属するか明記されていない⁽⁴³⁾。このことは、連邦・州の所掌という観点から見れば、連邦政府が多文化主義政策のイニシアチブをとる権限を有しているかどうかは、実は必ずしも自明ではないことを意味する。

文化分野における連邦・州の所掌に関する研究は少ないが、パトリック・モナハン(Patrick J. Monahan)の研究は極めて参考になる。モナハンによれば、文化に関わる立法権限は憲法上、連邦・州のいずれかに対して明示的に配分されていないものの、現実には、連邦と州は両者とも、文化に影響を及ぼすような法律を制定する権限を広く有している。また、1867年憲法第91条は、連邦政府は「カナダの治安、秩序及び良き統治」のために、州の専属的権限として明示的に配分されていない事項について、連邦政府が法を制定することは適法であると規定している(残余権限)。モナハンによれば、ナショナル・アイデンティティの強化を目的とするような政策は「国の懸念」に関わっており、「治安、秩序及び良き統治」に含まれるものである⁽⁴⁴⁾。

連邦政府が文化政策を国の課題として認識するようになったのは、第二次世界大戦後の「カナダ・ナショナリズム」運動の流れの一環である。1949年、連邦政府による文化関連政策の発展に向けた調査・検証を任務として芸術・文学・科学における政府調査委員会(Royal Commission on National Development in the Arts, Letters and Sciences)、通称マッセイ委員会(Massey Commission)が設置された。モナハンは、同委員会の設

置を宣言した枢密院勅令において、同委員会の調査・検証にあたり、「憲法上の州の所掌を全面的に尊重」すべく明示的に注意喚起されていた点を強調している⁽⁴⁵⁾。つまりここでは、連邦政府は、文化の分野において自らが役割を果たすことを望んだとしても、連邦の制度や機関を超えた文化関連政策を実施する権限までは有していないことが確認されている。

そもそも文化の定義自体が論争的な問題ではあるが、文化に影響する分野が幅広いことについては異論がないだろう。とりわけ、移民が文化に及ぼす影響は大きい。連邦移民法のもとでカナダに流入した移民は、それぞれ自らの伝統をカナダに持ち込み、そのことが20世紀半ばのカナダ人の集団的アイデンティティの再定義のプロセスで大きな影響を与えてきた。だが移民に関する立法権限は、同憲法第95条により、連邦と州の両方に配分されている。第95条は、各州政府が「州への移民に関する法律を制定することができる」が、同時に連邦政府も「すべての州または一部の州への移民に関する法を制定することができ」、州法は連邦法に抵触しない限りにおいて「当該州において、当該州のために効力を有する」と規定している。この条文の規定は、多文化主義と密接に関連がある移民の社会参加や統合の問題について、連邦と州が一州法が連邦法に適合する範囲内ならば一、それぞれ独自に政策を策定することができることを意味している。

(2) 各州における多文化主義政策の展開

現在、カナダの全ての州において、何らかの形で多文化主義関連の政策が採用されている⁽⁴⁶⁾。しかし、上述の公用語の問題と同様、連邦の多文化主義政策がそのまま州レベルの政策に指針を与えていているわけではない。各州は、理論上、それぞれ州に配分された権限と自州の利益に従って独自の政策を策定することができるのであり、また実際に、現実にもそのように実践されている。

例えば、必ずしも全ての州が州レベルでの政策を「多文化主義」と明示的に呼称しているわけではない。「多文化主義」という単語の使用を意図的に避けているケベック州はもとより、同州以外にも、例えばマニトバ州は1992年にマニトバ多文化主義法が制定されるまでは、多文化主義ではなく「間文化」(インターナルチュラル)の用語が使用されていた⁽⁴⁷⁾。

また、各州の多文化主義関連政策の導入時期は州ごとに大きく異なっている。いずれの州も、1971年の連邦政府の多文化主義政策導入にすぐに続いたわけではない。サスカチュワントン州は10州の中でもっとも早い1974年に州の多文化主義政策を導入しており、時期的には連邦政府に呼応するように見える。しかし他方で、同州議会は多文化主義法の制定をもって政策を導入しており、法制化という点ではむしろ連邦より14年も早い。他方、全州の中で多文化主義政策の導入がもっとも遅かったNL州は2008年によく始動したばかりである。しかも同州では特に関連の個別法は制定されていない。

また、多文化主義に関連する州法が制定されているのは半分に過ぎない。BC州、アルバータ州、サスカチュワン州、マニトバ州、NS州の5州では多文化主義法が制定されているが、残る5州では連邦多文化主義法に相当するような州法は存在しない。ただしケベック州では、多文化主義（間文化主義）の理念を下支えする州の人権憲章（ケベック憲章）を関連法として挙げることができる。他方で、最も多文化な州の一つであるオンタリオ州では、多文化主義政策の導入を明瞭な形で発表したことはなく、また関連する州法も存在しない。強いて言えば、1977年に制定され、1982年に施行された市民権・文化省設置法の中に多文化主義に関する言及があったが⁽⁴⁸⁾、その後の省庁再編を経て現在では明示的に「多文化主義」の言葉は用いられていないようである。

多文化主義を担当する行政のあり方も州ごとに大きく異なり、組織や役職の名称も各州で異なる。BC州、マニトバ州、NS州においては文化を所掌する省が多文化主義を担っている。これは、現在のジャスティン・トルドー政権下においてカナダ遺産省が多文化主義を担当している体制と似ている。他方で、NL州では教育を所掌する省がこれを担っている。アルバータ州では、アルバータ人権委員会が州政府による多文化主義の実施を監督しているが、多文化主義政策を特に担当している省庁は存在しない。オンタリオ州とケベック州の2州では、10州の中で唯一移民と市民権に関する省が設置されており、移民の統合及び参加の推進という観点から多文化主義／間文化主義が位置付けられている。

多文化主義政策の内容についても州ごとに大きく異なり、一般化することは難しい。次の表は、連邦多文化主義の定義に含まれる要素を項目ごとに分類し、各州において明示的に主張されているか否かをまとめたものである（43頁参照）。評価基準は、州の多文化主義法或いは公式政策に明記されている文言に基づく。ただしケベック州とオンタリオ州の2州は、多文化主義／間文化主義に関わる州法、公式政策及び公式定義を有さないため、「事実上の多文化主義」とあるとみなし、主として移民と市民権を所掌する省のホームページや公式文書等に観察される文言をもとに筆者が判断した⁽⁴⁹⁾。連邦多文化主義法第3条の規定を中心に、①多様性の尊重、②文化的多様性が当該社会の遺産である旨の承認、③文化的多様性が当該社会の基本的特徴である旨の承認、④人権と社会正義（平等、市民の全面的参加、反差別、反人種主義）及びそれに基づく統合、⑤相互作用や相互理解の促進、⑥連邦公用語に係る取組み、に分類した。

10州のうち、連邦の多文化主義と全ての要素を共有している州は一つもない。強いて言えばケベック州のみが、連邦政府と差異化しながらではあるが、これら全てに何らかの言及がある。また、オンタリオ州も同様に、比較的連邦政府の多文化主義の理念を踏襲しているように見える。だが他方で、同州はケベック州ほど明示的に多文化主義に関する言説を発展させていないため、単純な比較検証はできない。

表 各州の多文化主義政策比較

	多様性の尊重	多文化は文化的遺産である	エスニック文化的な多様性が社会の基本的特徴である	出自を問わないすべての人の参加・統合・反差別	エスニック集団間の交流、相互作用、調和的な関係	多文化主義に関わる州法の有無
ケベック	◎	△多文化かつフランス語社会	△多文化かつフランス語社会	◎	◎	—
ブリティッシュ・コロンビア	◎	◎	◎	◎	—	多文化主義法(1993)
アルバータ	◎	◎	◎	—	—	アルバータ文化遺産法(1984) アルバータ多文化主義法(1990) 人権・市民権・多文化主義法(1996)
サスカチュワン	◎	—	—	◎	◎	サスカチュワント多文化主義法(1974) 多文化主義法(1997)
マニトバ	◎	—	—	◎	◎	多文化主義法(1992)
オンタリオ	◎	○	○	○(市民権省)	○	—
ニューブランズウィック	◎	—	◎	◎	◎	—
ノヴァ・スコシア	◎	—	◎		△	多文化主義推進・保護法(1989)
プリンス・エドワード・アイルランド	◎	—	◎	◎	—	—
ニューファンドランド・ラブラドール	◎	—	—	◎	◎	—

※表の横列は「連邦多文化主義の定義に含まれる要素」、縦列は「州」である。表内の◎は、「州の多文化主義法或いは公式政策等に明記がある」、○は、「必ずしも明示的に主張されているわけではないが、州政府 HP 等により連邦多文化主義と類似の理念が確認される」、△は、「州の政策上、連邦多文化主義とは異なる見解が提示されている」、そしてーは、「州の多文化主義に当該要素は観察されない」状況を意味する。なお、網掛けとした州は多文化主義に関わる州法を有している。出典は注(50)を参照。

連邦及び全ての州に共通する唯一の要素は、多様性を尊重するという点のみである。反差別と反人種主義を基盤として達成されるあらゆる出自の市民の参加や統合の側面については、アルバータ州と NS 州を除く全ての州で強調されている。多文化社会であることが当該州の文化的遺産或いは基本的特徴であるとする主張についても、全ての州が必ずしも明示的に謳っているわけではない。さらに、エスニック集団間の相互作用や相互理解を理念としているのは、ケベック州だけではない。それは、サスカチュワン州、マニトバ州、NB 州及び NL 州にも当てはまる。他方で、NS 州では、同州の多文化主義法において「異なるエスニック集団と文化のモザイクとしての多文化社会の継続」が謳われており、連邦及び全州の中でも相互作用と対照的な多文化共存の推進を掲げている点

が独特である。前章でも触れた通り、ケベック州は多文化社会であること、また、文化的多様性が同州の基本的特徴であるとしつつも、それと同時にフランス語社会であることを遺産かつ基本的特徴としている点において同州は他の州から際立っている。

6. 結びに代えて

本研究は、ケベック州の間文化主義を連邦の多文化主義に加え、これまであまり注目されてこなかった残る9州の多文化主義政策の展開とも比較検証した。その結果、全ての州が何らかの形で多文化主義に類する政策を実施しているものの、ケベック州のみならず他州においても、州レベルの施策は連邦の多文化主義とは独立して展開されていることが明らかになった。各州の多文化主義には、連邦の多文化主義と多くの類似点や共通点も含まれていたとはいえ、そのことは、各州が連邦の多文化主義モデルを自動的に採用していることを意味するわけではない。

ケベック州の間文化主義が連邦及び他州と明らかに異なっているのは、次の点のみであると言える。すなわち、連邦及び一部の州の多文化主義においては、文化的多様性が当該社会の遺産であり、また基本的特徴であると定義されるのに対して、ケベック州の間文化主義においては、文化的多様性に加えてフランス語圏である旨が強調されているということである。ケベック州の間文化主義では、州の独自性の中心的要素とみなされるフランス語文化は、州のマジョリティまたは主流の文化であることが明示的に主張されており、この点において連邦及び他州の多文化主義と一線を画している。この点は、文化的多元主義を管理するモデルという観点から見れば、多文化主義と間文化主義を隔てるポイントであると言えるだろう。しかし、カナダにおける多文化主義政策の展開という観点から見た場合、ケベック州が依然として間文化主義を州の政策として位置付けていない以上、10州で展開されている州レベルの様々な多文化主義政策のバリエーションの一つとも解釈することもできる。本論でも触れたように、公用語や多文化主義のように連邦と州の両方に立法権限が付与されている分野においては、国民にとっては、一つの国にありながら二重の体制の下に置かれることになる。このようなカナダの政治体制上の特徴からケベック州の間文化主義を見直してみると、同州が主張する間文化主義と多文化主義の違いは、理念や政策面の実質的な違いではなく、むしろ言説上の違いであることが明らかとなるだろう。しかし同時に留意すべきは、ただケベック1州のみが異なる言説を展開しているわけではないということである。他州においても、多かれ少なかれそれぞれ独自に言説を構築しているのであり、それらは、連邦政府の言説と矛盾はせずとも必ずしも一致しているわけではないのである。

本研究は、従来あまり注目されてこなかった州レベルにおける多文化主義政策に着目したが、紙面の関係上、10州全てについて十分な深度で詳述することはできなかった。

加えて、国民あるいは州民が多文化主義や間文化主義についてどのように受け止めているかという点についても今後分析していくことが求められる。たとえ州レベルでの多文化主義政策が存在していたとしても、連邦の多文化主義政策の方が国民に認知され受け入れられている可能性は高い。さらに、ケベック州の間文化主義について、同州民及び他の州民がどのような評価を下しているかという点も重要な点だ。

同州の存在は、カナダの中でも歴史的及び社会学的に独自であるため、しばしばケベック州のみが個性的な政策を展開しているかのように思われる。しかし、カナダはその特性上、いずれの州もそれぞれ自州の事情に応じて独自の発展を遂げている。本研究の問題意識の背後には、多くのカナダ研究（ケベック研究を含む）において、ケベック州の独自性が絶対的なものとして扱われがちな傾向に対する違和感がある。本稿で論じた多文化主義／間文化主義を巡る議論だけでなく、ケベック州の独自性の絶対的な部分と相対的な部分の境界に敏感になることは、カナダ及びケベックに対する理解を深める上では重要な視点であろう。このような問題意識を保持しつつ、稿を改めて本稿の議論を発展させていきたい。

注

- (1) インターカルチャラリズムを日本語の論考でどのように表記すべきかについては、意見の分かれる問題であるが、本稿では、2017年に刊行されたケベック間文化主義論に関する最も重要な論考である、ジェラール・ブシャールの *L'interculturalisme : Un point de vue québécois* (2012) の邦訳本においても間文化主義の訳語が採用されていることを特に踏まえ、「間文化主義」の訳語を用いることとした。なお、同書においてインターフィカルチャラリズムを「間文化主義」とする理由については、ジェラール・ブシャール著、丹羽卓監訳『間文化主義—多文化共生の新しい可能性』彩流社、2017年、4-5頁を参照。
- (2) Gérard Bouchard, *L'interculturalisme : Un point de vue québécois* (Montréal: Boréal, 2012).
- (3) Ibid.
- (4) Conseil des relations interculturelles, *Québec, Diversité canadienne : une publication de l'associations d'études canadiennes*, 8, 1 (hiver 2010), 19.
- (5) Nasar Meer and Tariq Modood, “How does Interculturalism Contrast with Multiculturalism?” *Journal of Intercultural Studies*, 33, 2 (2012), 175-196; Geoffrey Brahm Levey, “Interculturalism vs. Multiculturalism : A Distinction without a Difference?”, *Journal of Intercultural Studies*, 33, 2 (2012), 217-224; Will Kymlicka, “Defending Diversity in an Era of Populism: Multiculturalism and Interculturalism Compared,” in Nasar Meer, Tariq Modood and Ricard Zapata-Barrero, eds., *Multiculturalism and Interculturalism: Debating the Dividing Lines* (Edinburgh: Edinburgh University Press, 2016), 158-77.
- (6) Dimitrios Karmis, “Pluralism and National Identity(ies) in Contemporary Québec : Conceptual Clarifications, Typology, and Discourse Analysis,” in Alain-G Gagnon, ed., *Québec : State & Society* (Third ed.) (Toronto: Broadview

- Press, 2004), 69-96; Micheline Labelle, « Le défi de la diversité au Canada et au Québec », *Options politiques* (avril 2005), 92-97 ; Marie-Michèle Sauvageau, « Du ‘Comment’ participer à ‘Pourquoi’ participer? Analyse de la notion de participation dans le multiculturalisme canadien et l’ interculturalisme québécois », *Canadian Ethnic Studies*, 43, 1 (2011), 197-220.
- (7) Bouchard, *L’interculturalisme*; Alain-G. Gagnon et Raffaele Iacovino, « Le projet interculturel québécois et l’ élargissement des frontière de la citoyenneté », dans Alain-G. Gagnon, dir., *Québec : État et société*. Tome 2 (Montréal: Les Éditions Québec Amérique, 2004), 413-436.
- (8) Commission de consultation sur les pratiques d’ accommodement reliées aux différences culturelles (以下 CCPARDC) , *Fonder l’avenir. Le temps de la conciliation* (Québec: Gouvernement du Québec, 2008), 257.
- (9) Marie-Michèle Sauvageau, « Du ‘Comment’ participer à ‘Pourquoi’ participer? Analyse de la notion de participation dans le multiculturalisme canadien et l’ interculturalisme québécois », *Canadian Ethnic Studies*, 43, 1 (2011), 197-220.
- (10) Bouchard, *L’interculturalisme*, 94-105.
- (11) Royal Commission on Bilingualism and Biculturalism (以下 RCBB) , *A Preliminary Report of the Royal Commission on Bilingualism and Biculturalism* (Ottawa: Queen’s Printer, 1965), 151.
- (12) 田村知子「グローバリズム・レイシズム・マルチカルチャラリズム—カナダ多文化主義の変容とその社会経済的要因」『津田塾大学国際関係学研究』25号、1998年、63-114頁。
- (13) House of Commons, (1971), 8546.
- (14) Michael Dewing, *Canadian Multiculturalism* (Ottawa: Parliamentary Information and Research Service, 2009), 4.
- (15) Ibid.
- (16) 政治的観点から見れば、それまでの多文化主義政策が導入以来自由党政権下で進められていたのに対し、多文化主義法の制定、多文化主義・市民権省の設置等の施策が進歩保守党政権下でなされたことは、多文化主義が政党の垣根を越えて支持されていることを示す例として留意に値する。
- (17) Dewing, *Canadian Multiculturalism*, 5.
- (18) 1991年にそれまで国務省内の機関に過ぎなかった多文化主義局が省に昇格し、多文化主義・市民権省が新たに設置された。だが同省は1991-1993年の短命に終わった。その後多文化主義政策は、1993-2008年の間にはカナダ遺産省が所掌(ただし国務省の多文化主義担当大臣が担当)、2008-2013年は市民権・移民・多文化主義省が、2013-2015年は再び国務省の多文化主義担当大臣が、2015年から現在はカナダ遺産省が所掌し、担当大臣はカナダ遺産大臣が担っている。2013-2015年に再び多文化主義・市民権省が復活し、2015年にカナダ移民省が多文化主義を管轄する事となった。
- (19) Statistics Canada, *English, French and official language minorities in Canada, 2016* (2017).
- (20) “Quebec (1867),” Library and Archives Canada, 24 April 2018, <<https://www.bac-lac.gc.ca/eng/discover/politics-government/canadian-confederation/Pages/quebec-1867.aspx#b>>, なお、当時のケベック州におけるフランス系以外のエスニッ

- ク出自は、アイルランド系 10%、イングランド系 6%、スコットランド系 5%である。
- (21) いわゆる「静かな革命」のこと。広義には 1950 年代から始まるとの見方もある。
- (22) 現在では、1993 年に可決されたフランス語憲章改正法(第 86 号法)により同憲章の違憲性は解消されている。
- (23) Kenneth McRoberts, *Un pays à refaire : L'échec des politiques constitutionnelles canadiennes* (Montréal: Boréal, 1999), trad. de l' anglais [*Misconceiving Canada : The Struggle for National Unity*] par Christiane Teasdale (Toronto: New York: Oxford University Press Canada, 1997), 180.
- (24) Ibid. 実際、ケベック州では 1968 年の州移民省設立以降、多文化主義政策の導入よりも早い段階で、新規移民に対する就職支援サービス、エスニック文化的マイノリティが社会に適応するための支援、移民の言語・文化継承プログラムへの財政支援が州独自に実施されてきた。Alain-G. Gagnon et Raffaele Iacovino, *Federalism Citizenship and Quebec : Debating Multinationalism*, (Toronto: University of Toronto Press, 2007), 97. アラン=G・ガニョン、ラファエル・イアコビーノ著、丹羽卓監訳『マルチナショナリズム—ケベックとカナダ、連邦制、シティズンシップ』彩流社、2012 年、217 頁。
- (25) Conseil des relations interculturelles [CRI], *Avis sur la prise en compte et la gestion de la diversité ethnoculturelle* (Montréal: CRI, 2007), 1; CRI, *Diversité canadienne, spécial Québec*, L'association d'études canadiennes, 8, 1 (Montréal: AEC, hiver 2010), 11.
- (26) Samuel Shapiro, "Quebec's Interculturalism Policy and Contours of Implicit Institutional Discourse," *EASA Workshop 2012: Working Papers*, 7, (2012), 5.
- (27) François Rocher, Micheline Labelle et al., *Le Concept d'interculturalisme en contexte québécois : généalogie d'un néologisme*, Rapport présenté à la Commission de consultation sur les pratiques d'accommodements raisonnable reliées aux différences culturelles, (Montréal: Centre de recherche en immigration, ethnicité et citoyenneté, 21 décembre 2007) ; CCPARDC, *Fonder l'avenir; Bouchard, L'interculturalisme*.
- (28) Gouvernement du Québec, *Autant de façon d'être Québécois : Plan d'action du gouvernement du Québec à l'intention des communautés culturelles*, (Québec: Ministère des Communautés culturelles et de l'immigration, 1981), 55.
- (29) Ibid., 11-12.
- (30) Gouvernement du Québec, *Au Québec, pour bâtir ensemble : Énoncé de politique en matière d'immigration et d'intégration* (Québec: Ministère des Communautés culturelles et de l'Immigration du Québec, 1990), 24.
- (31) Ibid., 24.
- (32) CCPARDC, *Fonder l'avenir*, 257.
- (33) Gouvernement du Québec, *Ensemble, Nous sommes le Québec : Stratégie d'action en matière d'immigration, de participation et d'inclusion, 2016-2021* (Québec: Ministère de l' Immigration, de la Diversité et de l' Inclusion avec la collaboration de ministères et organismes, 2015), 34.
- (34) Ibid.
- (35) Ibid., 35.
- (36) CCPARDC, *Fonder l'avenir*, 120.

- (37) 1969年公用語法は、見切り発車的に施行されたもので、理念的な内容が多く、具体的な言語使用の規定は1988年公用語法の制定を待たねばならなかった。教育に関しては、1988年公用語法の第7部には、州の管轄でもある教育に関する規定は設けられていないものの、「カナダ国民が英語とフランス語を学ぶことを奨励し、またそれらを認知、尊重することを助長する」、「各州に対し、国民が英語とフランス語の両方を学ぶ機会を作ることを奨励、支援する」と、公用語教育を奨励する旨の言及がある。矢頭典枝『カナダの公用語政策』リーベル出版、2008年、76-77頁。
- (38) ただし、少数派の公用語話者の権利（英語圏における仏語話者とケベック州における英語話者）については憲法上の規定が存在する。また、各州の少数派の公用語（英語州におけるフランス語とフランス語州における英語）については、州公用語の問題とは独立して発展している。今日、全ての州で少数派の公用語話者の権利に関する何らかの措置が存在している。特に1980年代以降に、連邦政府と英語圏の各州・準州の間で協定が締結され、それらの州・準州におけるフランス語によるサービス提供が促進されるようになった。
- (39) Marie-Ève Hudon, *Language Regimes in the Provinces and Territories* (Ottawa: Library of Parliament, 2011, revised 2016).
- (40) New Brunswick, *Official Languages Act*, 2002.
- (41) Québec, *La Charte de la langue française*, 1977.
- (42) Alberta, *Languages Act*, 1988, 2002.
- (43) Saskatchewan, *The Language Act*, 1988, 2001.
- (44) Patrick J. Monahan, “Culture and the Canadian Constitution,” *Osgoode Hall Law Journal*, 31, 4 (1993), 810-863.
- (45) Ibid., 815.
- (46) Ibid., 821.
- (47) Dewing, *Canadian Multiculturalism*, 10.
- (48) Manitoba, *Manitoba Intercultural Council Act*, 1982.
- (49) Dewing, *Canadian Multiculturalism*, 12 ; Ontario, Ministry of Citizenship and Culture, 2 May 2018, <http://ao.minisisinc.com/scripts/mwimain.dll/144/ARCH_AUTHORITY/AUTH_DESC_DET REP/SISN%203746?SESSIONSEARCH>.
- (50) British Columbia, *Multiculturalism Act*, 1993 ; Alberta, *Alberta Human Rights Act*, 2000 ; Saskatchewan, *Act to promote and preserve Multiculturalism*, 1997 ; Manitoba, *The Manitoba Multiculturalism Act*, 1992 ; Nova Scotia, *Multiculturalism Act*, 1989 ; New Brunswick, “Post-Secondary Education, Training and Labour,” 2 May 2018, <http://www2.gnb.ca/content/gnb/en/departments/post-secondary_education_training_and_labour/People/content/PopulationGrowth/content/new_brunswick_s_multiculturalismpolicy.html>; Prince Edward Island, *Provincial Multicultural Policy*, 2000 ; Newfoundland and Labrador, “Our Commitment to Multiculturalism,” 2 May 2018, <<https://findnewfoundlandlabrador.com/live/why-nl/our-commitment-to-multiculturalism/>>。また、オンタリオ州に関しては、以下を参照した。Ministry of Government and Consumer Services, 2 May 2018, <http://ao.minisisinc.com/scripts/mwimain.dll/144/ARCH_AUTHORITY/AUTH_DESC_DET REP/SISN%203746?SESSIONSEARCH>; <[http://ao.minisisinc.com/scripts/mwimain.dll/1525237388/HEADING/Ontario.%20Ministry%20of%20Citizenship%20\(1987-1995\)?KEYSEARCH&DATABASE=AUTH_JOIN](http://ao.minisisinc.com/scripts/mwimain.dll/1525237388/HEADING/Ontario.%20Ministry%20of%20Citizenship%20(1987-1995)?KEYSEARCH&DATABASE=AUTH_JOIN)>; <<a href="http://ao.minisisinc.com/scripts/m

ao.minisisinc.com/scripts/mwimain.dll/1525237388/HEADING/Ontario.~20Minstry~20of~20Citizenship,~20Culture~20and~20Recreation?KEYSEARCH&DATABASE=AUTH_JOIN>。ケベック州については前章で参照した文書に基づく。

(なかむら　あい　在カナダ日本大使館専門調査員)

Interculturalism and Multiculturalism: Quebec, Federal and Other Provinces, a Comparative Study of Policy

Ai Nakamura

Canada is known as a champion of multiculturalism; however, Quebec, which is the only francophone province in Canada, has a complicated stance on multiculturalism. While Quebec endorses the same basic values, including cultural pluralism, tolerance, fighting against discrimination and racism, equality and social justice, which uphold multiculturalism, the province has been refusing the federal vision of multiculturalism since its beginning. The reason for Quebec's opposition to multiculturalism stems from the fact that multiculturalism tends to place French Canadian culture alongside other ethnic and linguistic minority groups who have settled in Canada since Confederation. The other key difference between the Quebec and the federal view of multiculturalism is that Quebec believes that there needs to be a recognition of the "majority culture" or "mainstream culture" in a society, which is not favoured by the principles of federal multiculturalism. This recognition, felt necessary by Quebec, is to ensure that francophones are always linguistically the majority and culturally the mainstream in Quebec society. As a result of this view point, the government of Quebec has developed the distinct model of multiculturalism known as "interculturalism" in contrast with the federal vision of multiculturalism.

However, it is unfortunate that most previous studies regarding Quebec interculturalism have compared Quebec to the federal situation, treating both models of respective government as being jurisdictionally equal. Given that in Canadian federalism we must always be aware of federal-province jurisdiction and the fact that the current division of powers regarding cultural matters is not clearly laid out in the Canadian Constitution. In fact, culture is recognized as an area of shared and concurrent jurisdiction in which both Parliament and provincial legislatures have legitimate roles to play. It must also be noted that the *Constitution Act, 1867*, provides for concurrent jurisdiction of both levels of government regarding immigration, which affects culture in a significant way. This means that while the federal government possesses significant legislative authority to define the national

values of Canadian society, like multiculturalism, any policy issued by the federal government cannot and must not extend beyond its jurisdictional responsibility. In addition, when it comes to provincial powers, it is also quite legitimate for each province to try to define their respective cultural values based on their distinct interests to the full extent of the Constitution.

Taking these points into consideration, Quebec's interculturalism should be compared with the multiculturalism related policies of its jurisdictional counterparts, the other nine provinces, rather than those of the federal government.

Instead of comparing Quebec's interculturalism to the federal policy, as is common, this study focuses on the distinct provincial level policies and will show that there is no indication that the federal multiculturalism policy is overarching and dominant in the provinces, despite the general assumption that this is so. In fact, each province has its own take on multiculturalism, distinct from the federal policy. To clarify this point here, we can make reference to the federal official languages regime, since the federal-provincial relations regarding multiculturalism is in some regards similar to the situation of the official languages: Canada issues official bilingualism at the federal level, whereas each province has its own provincial official language regime. Only one province has adopted official bilingualism at the provincial level while the other nine provinces remain unilingual. Four provinces have enacted legislation regarding their official language(s), but the other six provinces simply use English as their *de facto* official language. Similarly, although all ten provinces have adopted multiculturalism related policies to some extent, the timing and whether they enacted specific legislation, as well as to what extent they focus on this issue, vary from province to province. British Columbia, Alberta, Saskatchewan, Manitoba and Nova Scotia have legislation regarding multiculturalism, with the remaining provinces, New Brunswick, Prince Edward Island and Newfoundland and Labrador, having official policies, leaving only Ontario and Quebec without either legislation or an official policy.

By examining each multiculturalism related policy developed by each province, we will find that Quebec's interculturalism model is distinct only in terms of its way of describing the fundamental character and the cultural heritage of the province: while many other provinces, if not all, define their society as multicultural, Quebec defines itself as a pluricultural francophone society. However, the interculturalism of Quebec and the multiculturalism of some English provinces share the following

elements: respect for diversity, equal and full participation of all citizens regardless origin, eliminating discrimination, interaction or intercultural understanding within ethnic groups and building harmonious relationships among all citizens.

It is also interesting to note that the other provinces do not necessarily share all of federal multiculturalism's elements. This study concludes that, paradoxically, the government of Quebec, in a sense, has been addressing the issue of multiculturalism related policy in the most active and substantive way compared with the other provinces while avoiding the term "multiculturalism."

(Researcher/Analyst of the Embassy of Japan in Canada)